

出産及び育児に関わる休暇等の制度について

○女性職員が利用できる出産・育児に関わる休暇等の制度

										参照する規則等＊	
										常勤職員 (契約職員)	時間契約職員
										＊	
										勤21条1項六号	時契36条1項十号
										勤21条1項七号	時契36条1項十一号
										勤21条1項八号	時契36条2項一号
										勤21条1項十一号	時契36条2項五号
										育2条ほか (契45条ほか)	時契37条
										育11条ほか	—
										育16条一号 (契47条)	時契39条
										就49条 (契55条)	時契47条
										勤11条3項 (契34条2項)	時契34条2項
										勤12条2項 労基66条3項	労基66条3項
										勤6条 (契約職員を除く)	—
										勤4条2項 (契約職員を除く)	—
										勤11条2項 勤12条2項 (契34条3項)	時契34条3項 育児16条
										就50条 就35条1項四号 (契56条 契27条1項三号)	時契48条 時契27条1項三号
										就51条 (契57条)	時契49条1項

母子健康手帳															
受領		出産		生後1年		生後1年6月		3歳		小学校 入学		中学校 入学		15歳とな る年度末	
		8週間 産前 休暇													
		8週間 産後 休暇													
		保育時間													
		看護休暇													
								3歳となる 年度末							
育児休業															
育児短時間勤務															
育児時間等															
		危険有害業務の就業制限													
		時間外勤務の就業制限													
		深夜勤務の就業制限													
				育児を行う職員の早出遅出勤務											
休憩時間の短縮															
		育児を行う職員の深夜勤務及び超過勤務の制限													
保健指導又は健康診査															
通勤緩和・業務軽減等															